

令和4年2月15日提出

令和4年2月市議会定例会

説明書・参考

〔 議案第7号～議案第12号 〕

島 田 市

説 明 書

議案第7号 島田市行政組織条例の一部を改正する条例について

令和4年4月から行政組織を再編するため、条例の一部を改正し、令和4年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第8号 島田市教育委員会の職務権限の特例に関する条例について

教育委員会が所管することとされる事務の一部を市長が管理・執行するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定により、新たに条例を制定し、令和4年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第9号 島田市川根老人憩いの家条例を廃止する条例について

施設の老朽化及び利用団体数の減少に伴い、川根老人憩いの家を廃館とするため、条例を廃止し、令和4年4月1日から施行しようとするものです。

議案第10号 島田市東海道金谷宿お休み処条例を廃止する条例について

東海道金谷宿お休み処の指定管理者が選定されなかったことを受け、今後の施設の在り方、運用方針等を検討する必要があることから、公の施設としての位置付けを廃止するため、条例を廃止し、令和4年4月1日から施行しようとするものです。

議案第11号 市道路線の認定について

初倉地区の土地改良事業実施済み区域内の路線見直しに伴う5路線、国道473号金谷相良道路Ⅱ工区道路整備事業に伴い区間を変更する2路線、及び同事業により新設された2路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第12号 市道路線の廃止について

初倉地区の土地改良事業実施済み区域内の路線見直しに伴う13路線、及び国道473号金谷相良道路Ⅱ工区道路整備事業に伴い区間を変更する必要が生じた2路線を廃止するため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

目 次

議案第7号	島田市行政組織条例の一部を改正する条例について	
	◇新旧条文対照表 -----	1
議案第8号	島田市教育委員会の職務権限の特例に関する条例について	
	◇新旧条文対照表 -----	3
議案第11号	市道路線の認定について	
	◇市道認定路線位置図 -----	23
議案第12号	市道路線の廃止について	
	◇市道廃止路線位置図 -----	27

(付記)

図面は、既成の都市計画図等を使用しているため、現況と一部異なる場合があります。

議案第7号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市行政組織条例

新 条 文

(部の設置)

第2条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。

(1)

↳ 省略

(5)

(6) 産業経済部

(7) 観光文化部

(8) 省略

(9) 省略

(分掌事務)

第3条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)

↳ 省略

(5)

(6) 産業経済部

ア

↳ 省略

エ

(7) 観光文化部

ア 観光の振興並びに旅客の来訪及び滞在の促進に資する催しの実施に関するこ
と。

イ 温泉に関すること。

ウ 国内外の地域との相互交流の促進に関すること。

エ 文化に関すること（オに掲げるものを除く。）。

オ 文化財の保護に関すること。

(8) 省略

(9) 省略

対 照 表

旧 条 文

(部の設置)

第2条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。

(1)

↳ 省略

(5)

(6) 産業観光部

(7) 省略

(8) 省略

(分掌事務)

第3条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)

↳ 省略

(5)

(6) 産業観光部

ア

↳ 省略

エ

オ 観光の振興並びに旅客の来訪及び滞在の促進に資する催しの実施に関するこ
と。

カ 温泉に関すること。

キ 国内外の地域との相互交流の促進に関すること。

(7) 省略

(8) 省略

新 条 文

○附則第 2 項関係（島田市博物館条例）

（事業）

第 4 条 博物館は、次に掲げる事業を行う。

(1)

） 省略

(9)

(10) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業

（入館の制限）

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1)

） 省略

(3)

（使用許可）

第 9 条 博物館の整理工作室、市民ロビー等（以下「博物館の施設」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（使用許可の制限）

第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、博物館の施設の使用を許可しない。

(1)

） 省略

(3)

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、市長が博物館の施設の管理及び運営上支障があると認めるとき。

（造作等の制限）

第 12 条 使用者は、博物館の施設を使用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（使用許可の取消し等）

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。

(1) 省略

(2) 省略

対 照 表

旧 条 文

○附則第2項関係（島田市博物館条例）

（事業）

第4条 博物館は、次に掲げる事業を行う。

(1)

） 省略

(9)

(10) 前各号に定めるもののほか、島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業

（入館の制限）

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1)

） 省略

(3)

（使用許可）

第9条 博物館の整理工作室、市民ロビー等（以下「博物館の施設」という。）を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

（使用許可の制限）

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、博物館の施設の使用を許可しない。

(1)

） 省略

(3)

(4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が博物館の施設の管理及び運営上支障があると認めるとき。

（造作等の制限）

第12条 使用者は、博物館の施設を使用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

（使用許可の取消し等）

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 前2号のほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(損害賠償の義務)

第15条 施設、設備、展示品等を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、市長が定める損害額を賠償しなければならない。

(博物館協議会)

第16条 省略

2 島田市博物館協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)

↳ 省略

(5)

3 市長は、前項第5号に掲げる者を委員に選任するときは、公募の方法により行うものとする。

4

↳ 省略

6

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

○附則第5項関係（島田市文化財保護条例）

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第3条 市長は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 島田市指定有形文化財

(指定)

第4条 市長は、市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの（以下「国指定有形文化財」という。）及び県条例第4条第1項の規定により静岡県指定有形文化財に指定されたもの（以下「県指定有形文化財」という。）を除く。）のうち、市にとって重要なものを島田市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、市長は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をするには、市長は、あらかじめ、別に定める島田市文化財保護審議会（以下「文化財保護審議会」という。）に諮問しなければならない。

4 省略

5 省略

(3) 前2号のほか、教育委員会が特に必要があると認めたとき。

(損害賠償の義務)

第15条 施設、設備、展示品等を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、教育委員会が定める損害額を賠償しなければならない。

(博物館協議会)

第16条 省略

2 島田市博物館協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1)

↳ 省略

(5)

3 教育委員会は、前項第5号に掲げる者を委員に選任するときは、公募の方法により行うものとする。

4

↳ 省略

6

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会の規則で定める。

○附則第5項関係（島田市文化財保護条例）

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第3条 島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 島田市指定有形文化財

(指定)

第4条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの（以下「国指定有形文化財」という。）及び県条例第4条第1項の規定により静岡県指定有形文化財に指定されたもの（以下「県指定有形文化財」という。）を除く。）のうち、市にとって重要なものを島田市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、別に定める島田市文化財保護審議会（以下「文化財保護審議会」という。）に諮問しなければならない。

4 省略

5 省略

6 第1項の規定による指定をしたときは、市長は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(指定の解除)

第5条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊な理由があるときは、市長は、その指定を解除することができる。

2 省略

3 省略

4 前項の場合には、市長は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第2項で準用する前条第4項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、市指定有形文化財の所有者は、速やかに、市指定有形文化財の指定書を市長に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく規則及び市長の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 省略

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、市指定有形文化財の所有者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 省略

(所有者の変更等)

第7条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(滅失、損傷等)

第8条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、市指定有形文化財の所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(所在の変更)

第9条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、市指定有形文化財の所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

(管理又は修理の補助)

第10条 省略

2 前項の補助金を交付する場合には、市長は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示し、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(指定の解除)

第5条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊な理由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 省略

3 省略

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第2項で準用する前条第4項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、市指定有形文化財の所有者は、速やかに、市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会の規則及び教育委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 省略

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、市指定有形文化財の所有者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 省略

(所有者の変更等)

第7条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、損傷等)

第8条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、市指定有形文化財の所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第9条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、市指定有形文化財の所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(管理又は修理の補助)

第10条 省略

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示し、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理又は修理に関する勧告)

第11条 市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、市長は、当該市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 市指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、市長は、当該市指定有形文化財の所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 省略

4 省略

(現状変更等の制限)

第12条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 市長は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、市長は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 省略

(修理の届出等)

第13条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、当該市指定有形文化財の所有者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の届出があった場合、市長は、当該市指定有形文化財の修理に関し指導又は助言をすることができる。

(公開)

第14条 市長は、市指定有形文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って、市長の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 市長は、市指定有形文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3 省略

4 市長は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。

5 省略

(調査)

(管理又は修理に関する勧告)

第11条 市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 市指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 省略

4 省略

(現状変更等の制限)

第12条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会の規則で定める。

3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 省略

(修理の届出等)

第13条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、当該市指定有形文化財の所有者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出があった場合、教育委員会は、当該市指定有形文化財の修理に関し指導又は助言をすることができる。

(公開)

第14条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3 省略

4 教育委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。

5 省略

(調査)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第17条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関し、この条例に基づく市長の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 省略

第3章 島田市指定無形文化財

(指定等)

第18条 市長は、市の区域内に存する無形文化財（法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの（以下「国指定無形文化財」という。）及び県条例第18条第1項の規定により静岡県指定無形文化財に指定されたもの（以下「県指定無形文化財」という。）を除く。）のうち、市にとって重要なものを島田市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体（市指定無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、市長は、あらかじめ、文化財保護審議会に諮問しなければならない。

4 省略

5 市長は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(指定等の解除)

第19条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊な理由があるときは、市長は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体はその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊な理由があるときは、市長は、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3

4 省略

5

6 前項の場合には、市長は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以

第16条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第17条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関し、この条例に基づく教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 省略

第3章 島田市指定無形文化財

(指定等)

第18条 教育委員会は、市の区域内に存する無形文化財（法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの（以下「国指定無形文化財」という。）及び県条例第18条第1項の規定により静岡県指定無形文化財に指定されたもの（以下「県指定無形文化財」という。）を除く。）のうち、市にとって重要なものを島田市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体（市指定無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、教育委員会は、あらかじめ、文化財保護審議会に諮問しなければならない。

4 省略

5 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(指定等の解除)

第19条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊な理由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体はその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊な理由があるときは、教育委員会は、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3

4 省略

5

6 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以

下この条及び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、市長は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第20条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他規則で定める理由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について同様とする。

(保存)

第21条 市長は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について、自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適切な措置を執ることができるものとし、市は、保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 省略

(公開)

第22条 市長は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2

3 省略

4

(保存に関する助言又は勧告)

第23条 市長は、市指定無形文化財の保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第4章 島田市指定民俗文化財

(指定)

第24条 市長は、市の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの（以下「国指定有形民俗文化財」という。）及び県条例第24条第1項の規定により静岡県指定有形民俗文化財に指定されたもの（以下「県指定有形民俗文化財」という。）を除く。）のうち、市にとって重要なものを島田市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの（以下「国指定無形民俗文化財」という。）及び県条例第24条第1項の規定により静岡県指定無形民俗文化財に指定されたもの（以下「県指定無形民俗文化財」という。）を除く。）のうち、市にとって重要なものを島田市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

下この条及び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第20条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他教育委員会の規則で定める理由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者)について同様とする。

(保存)

第21条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について、自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 省略

(公開)

第22条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2

3 省略

4

(保存に関する助言又は勧告)

第23条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第4章 島田市指定民俗文化財

(指定)

第24条 教育委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの(以下「国指定有形民俗文化財」という。))及び県条例第24条第1項の規定により静岡県指定有形民俗文化財に指定されたもの(以下「県指定有形民俗文化財」という。))を除く。)のうち、市にとって重要なものを島田市指定有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。))に、無形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの(以下「国指定無形民俗文化財」という。))及び県条例第24条第1項の規定により静岡県指定無形民俗文化財に指定されたもの(以下「県指定無形民俗文化財」という。))を除く。)のうち、市にとって重要なものを島田市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。))に指定することができる。

2

） 省略

4

（指定の解除）

第25条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊な理由があるときは、市長は、その指定を解除することができる。

2

） 省略

6

7 第5項の場合の市指定無形民俗文化財の指定の解除については、市長は、その旨を告示しなければならない。

（市指定有形民俗文化財の保護）

第26条 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、市長は、前項の届出に係る市指定有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。

（市指定無形民俗文化財の保存）

第28条 市長は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 省略

（市指定無形民俗文化財の記録の公開）

第29条 市長は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 省略

（市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告）

第30条 市長は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第5章 島田市指定史跡名勝天然記念物

（指定）

第31条 市長は、市の区域内に存する記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの（以下「国指定史跡名勝天然記念物」という。）及び県条例第29条第1項の規定により静岡県指定史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの（以下「県指定史跡名勝天然記念物」という。）を除く。）のうち、市にとって重要なものを島田市指定史跡、島田市指定名勝又は島田市指定天然記念物

2

） 省略

4

（指定の解除）

第25条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊な理由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2

） 省略

6

7 第5項の場合の市指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

（市指定有形民俗文化財の保護）

第26条 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る市指定有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。

（市指定無形民俗文化財の保存）

第28条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適切な措置を執ることができるものとし、市は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 省略

（市指定無形民俗文化財の記録の公開）

第29条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 省略

（市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告）

第30条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第5章 島田市指定史跡名勝天然記念物

（指定）

第31条 教育委員会は、市の区域内に存する記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの（以下「国指定史跡名勝天然記念物」という。）及び県条例第29条第1項の規定により静岡県指定史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの（以下「県指定史跡名勝天然記念物」という。）を除く。）のうち、市にとって重要なものを島田市指定史跡、島田市指定名勝又は島田市指定天然

(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 省略

(指定の解除)

第32条 市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、市長は、市指定史跡名勝天然記念物の指定を解除することができる。

2 省略

3 省略

(土地の所在等の異動の届出)

第34条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、市指定史跡名勝天然記念物の所有者(第36条で準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第35条 市指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 省略

4 省略

(選定等)

第37条 市長は、市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの(法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたもの(以下「国選定保存技術」という。))及び県条例第34条の2の規定により静岡県選定保存技術に選定されたもの(以下「県選定保存技術」という。)を除く。)のうち、市として保存の措置を講ずる必要があるものを島田市選定保存技術(以下「市選定保存技術」という。)として選定することができる。

2 市長は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体(市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。))で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 省略

4 省略

(選定等の解除)

第38条 市長は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合

記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 省略

（指定の解除）

第32条 市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、教育委員会は、市指定史跡名勝天然記念物の指定を解除することができる。

2 省略

3 省略

（土地の所在等の異動の届出）

第34条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、市指定史跡名勝天然記念物の所有者（第36条で準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

（現状変更等の制限）

第35条 市指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会の規則で定める。

3 省略

4 省略

（選定等）

第37条 教育委員会は、市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの（法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたもの（以下「国選定保存技術」という。）及び県条例第34条の2の規定により静岡県選定保存技術に選定されたもの（以下「県選定保存技術」という。）を除く。）のうち、市として保存の措置を講ずる必要があるものを島田市選定保存技術（以下「市選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体（市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 省略

4 省略

（選定等の解除）

第38条 教育委員会は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなっ

その他特殊な理由があるときは、その選定を解除することができる。

2 市長は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊な理由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3

） 省略

5

6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、市長は、その旨を告示しなければならない。

（保存）

第40条 市長は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、市選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、保持者、保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 省略

（保存に関する指導又は助言）

第41条 市長は、市選定保存技術の保持者、保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第7章 補則

（委任）

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

○附則第8項関係（島田市文化財保護審議会条例）

（設置）

第1条 島田市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、島田市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して市長に建議する。

（委員及び臨時委員）

第4条 委員及び臨時委員は、学識経験者及び関係行政機関のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

た場合その他特殊な理由があるときは、その選定を解除することができる。

2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊な理由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3

） 省略

5

6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

（保存）

第40条 教育委員会は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、市選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適切な措置を執ることができるものとし、市は、保持者、保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 省略

（保存に関する指導又は助言）

第41条 教育委員会は、市選定保存技術の保持者、保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第7章 補則

（委任）

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会の規則で定める。

○附則第8項関係（島田市文化財保護審議会条例）

（設置）

第1条 島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に島田市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

（委員及び臨時委員）

第4条 委員及び臨時委員は、学識経験者及び関係行政機関のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、観光文化部において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(庶務)

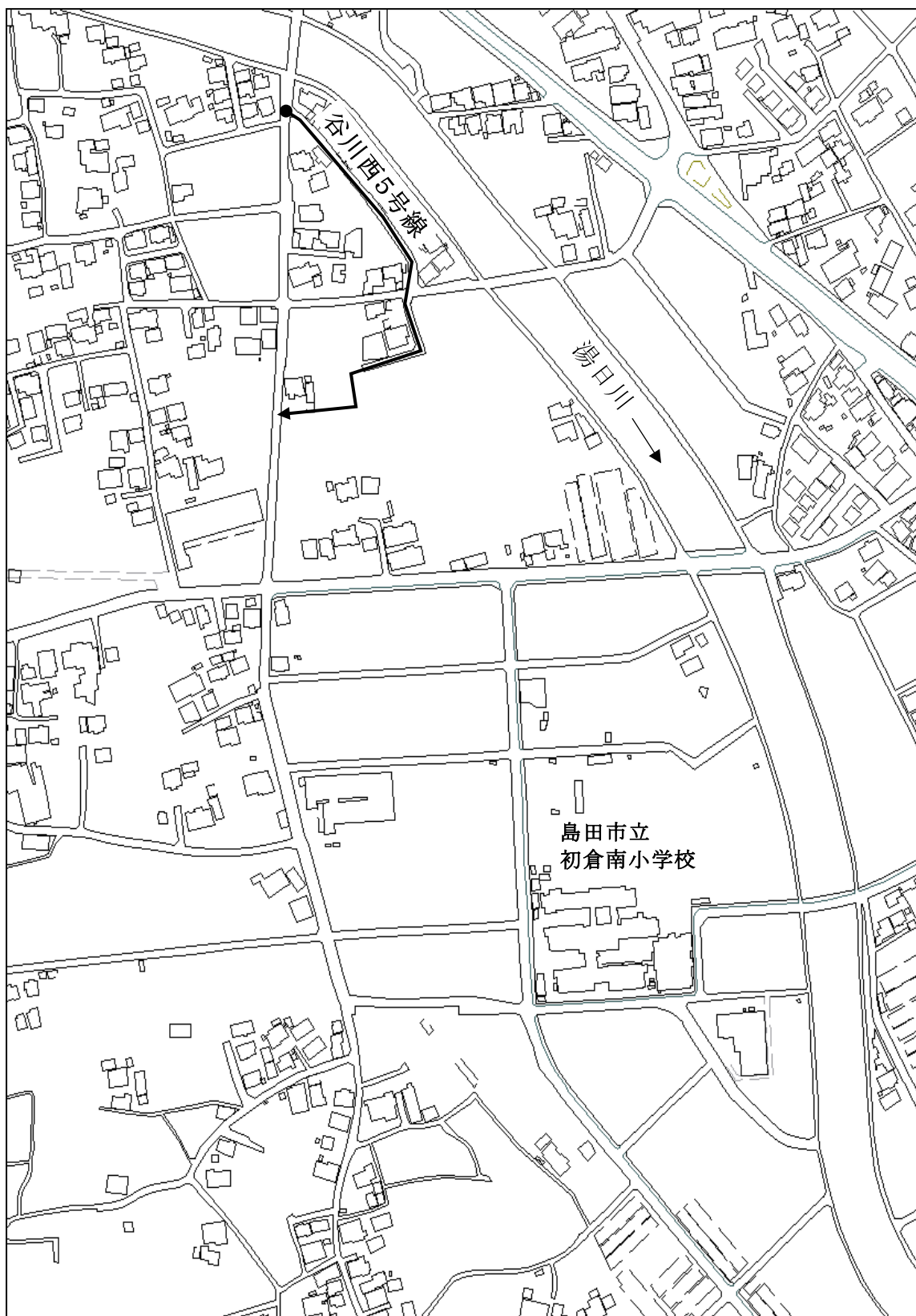
第8条 審議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(委任)

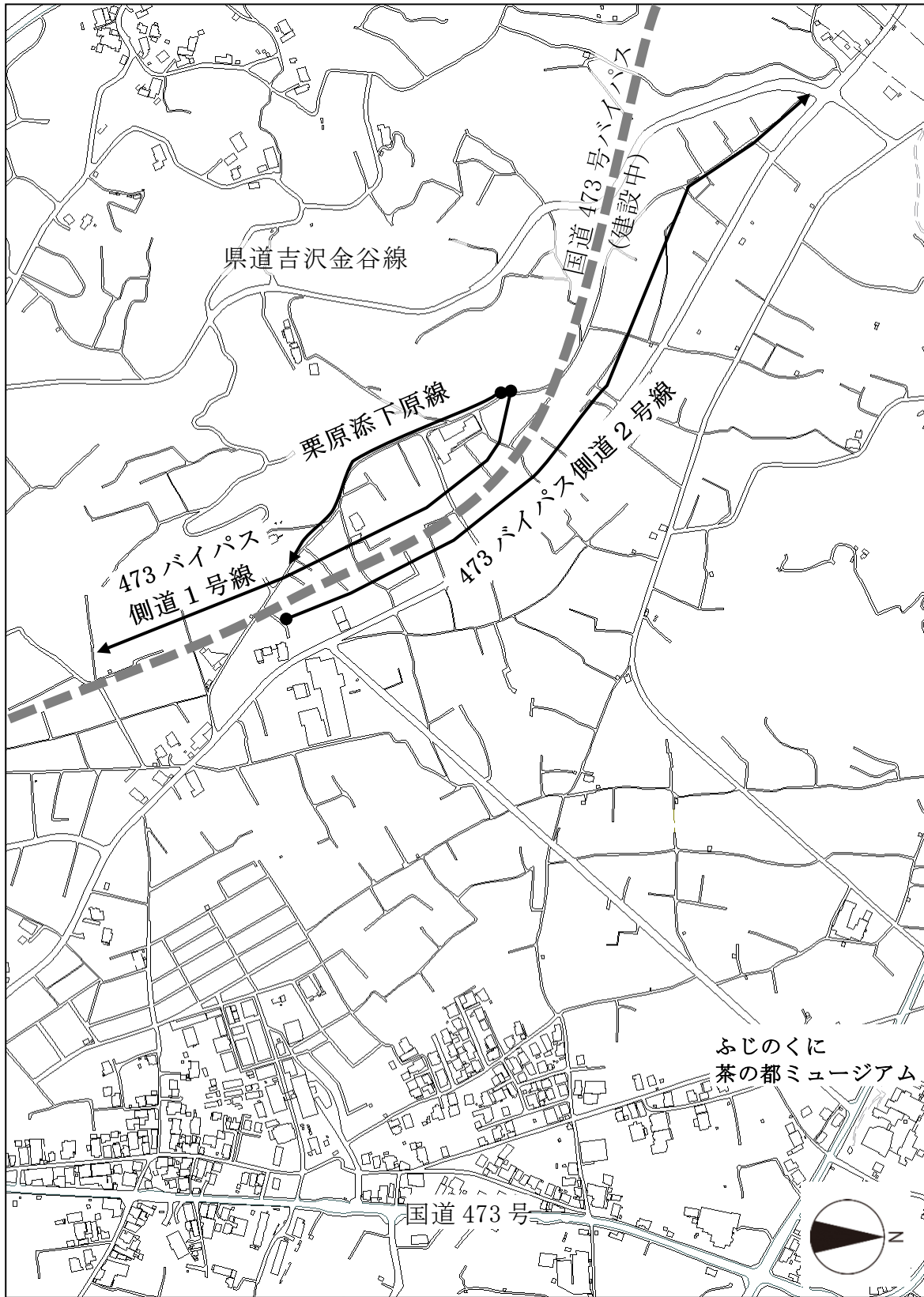
第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会の規則で定める。



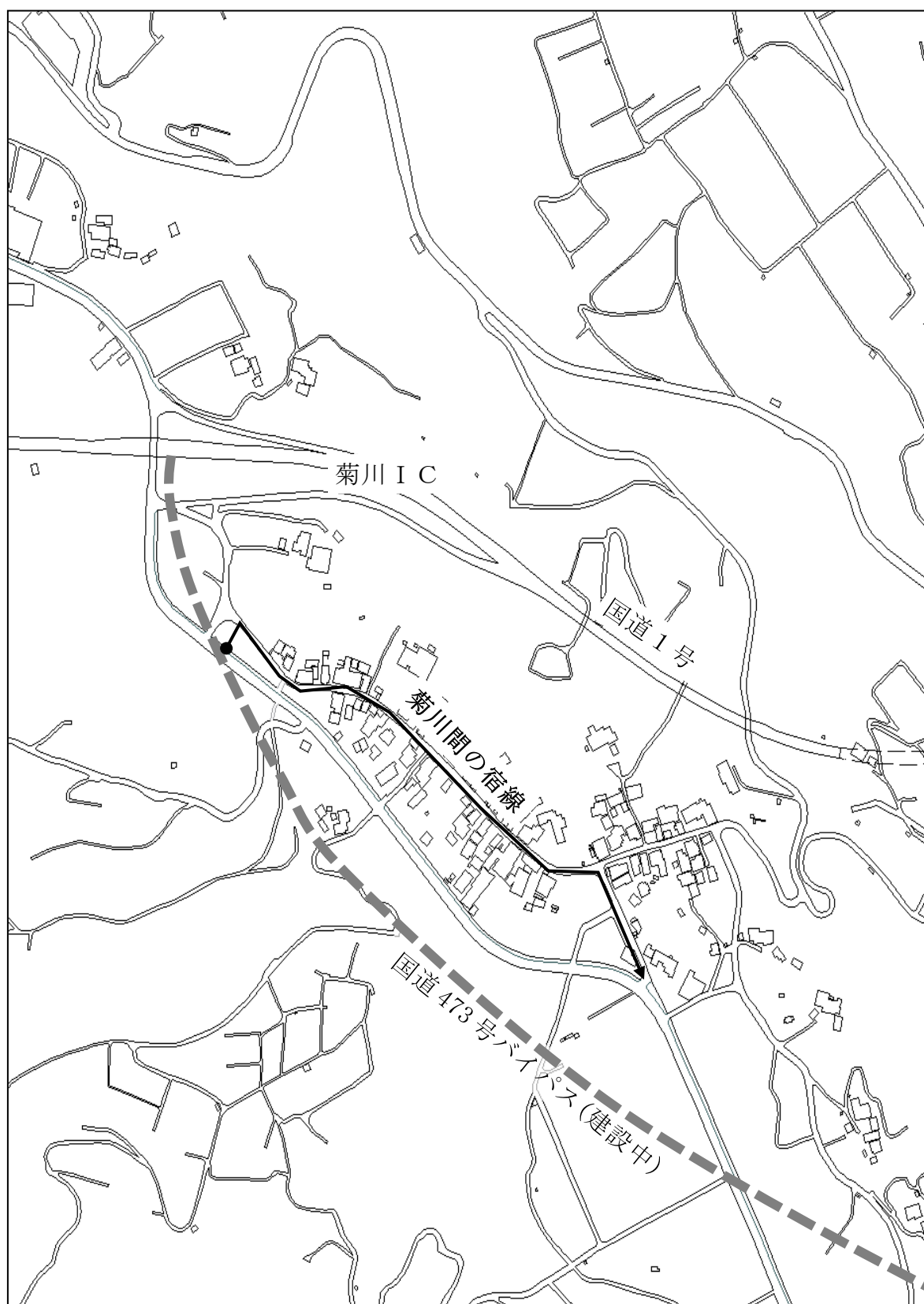
市道認定路線位置図



市道認定路線位置図



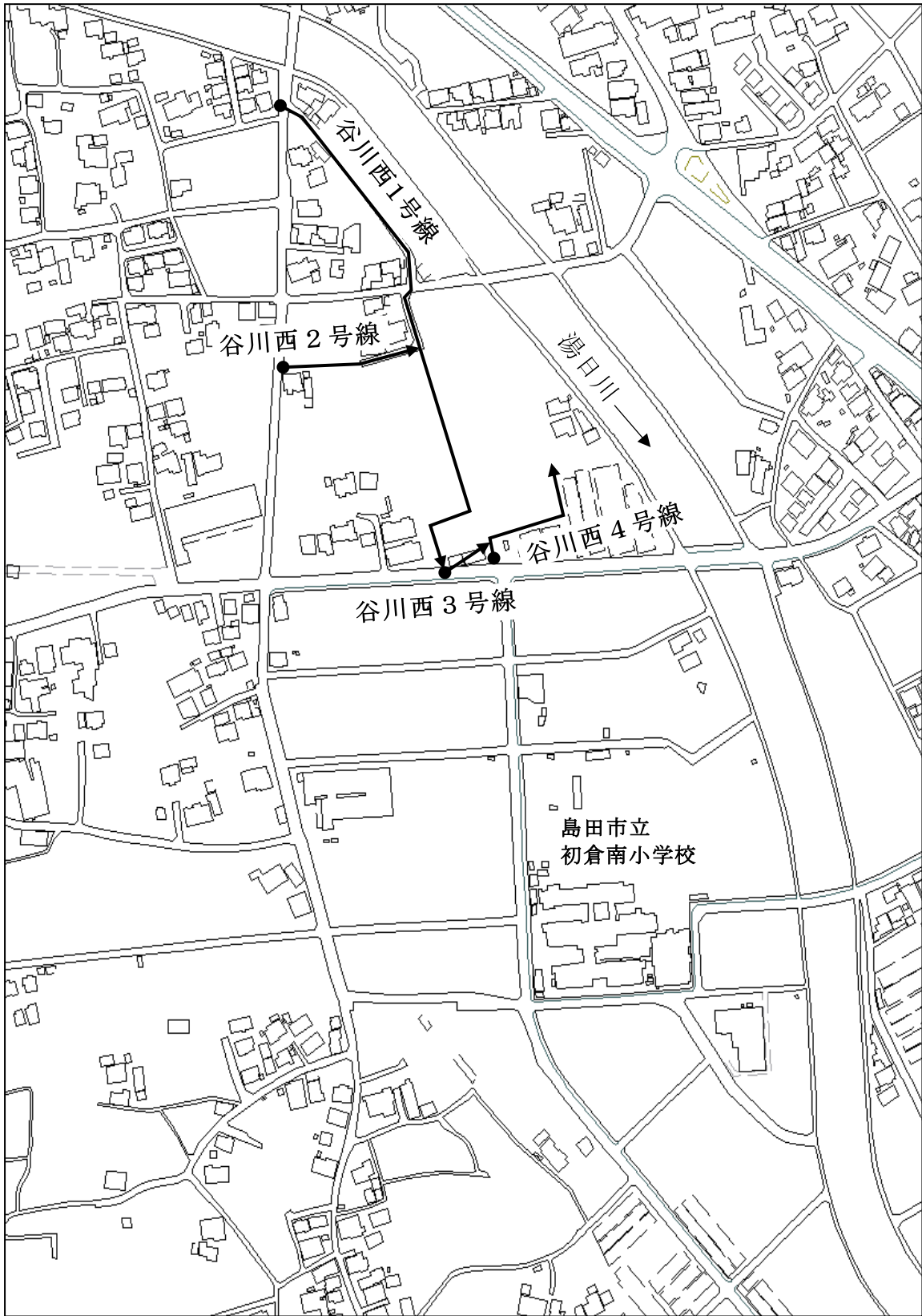
市道認定路線位置図



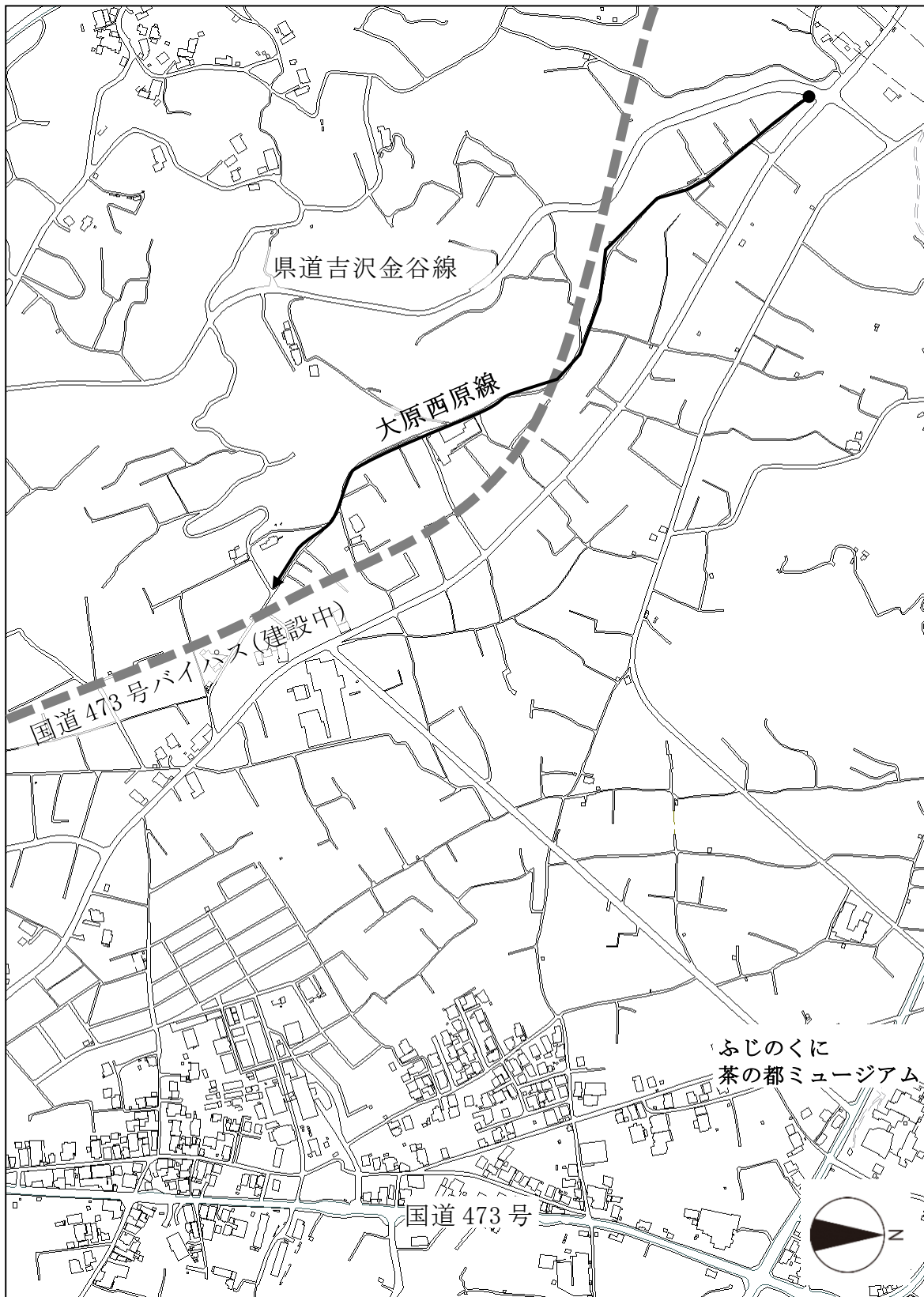
市道廃止路線位置図



市道廃止路線位置図



市道廃止路線位置図



市道廃止路線位置図

